

熊本県公報

第 1 1 6 3 9 号
平成 19 年 12 月 26 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○貸金業者に対する行政処分（登録の取消し）……………	(経営金融課) 1
○熊本県貸金業事務取扱要項の改正について……………	(") 1
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 55
○道路の供用開始……………	(") 55
○ "……………	(") 55
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………	(交通・くらし安全課) 56
○保安林の指定……………	(森林保全課) 56
○各種学校規程施行内規の一部改正……………	(私学文書課) 57
公 告	
○開発行為工事完了……………	(建 築 課) 57
○ "……………	(") 57
○県有財産の売却……………	(管 財 課) 57
○道路の位置指定……………	(建 築 課) 58

告 示

熊本県告示第 1064 号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の施行前における貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 37 条第 1 項の規定による行政処分について、貸金業法第 24 条の 6 の 8 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
屋 号 ニッコーファイナンス
氏 名 嶋本 裕二
登録番号 熊本県知事（3）第 01988 号
登録年月日 平成 16 年 12 月 21 日
主たる営業所等の所在地 玉名市立願寺 583 番地 6
- 2 行政処分の年月日
平成 19 年 12 月 17 日
- 3 行政処分の内容
登録の取消し
- 4 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号

熊本県告示第 1065 号

熊本県貸金業事務取扱要項を次のとおり定める。

平成 19 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県貸金業事務取扱要項

目次

- 第 1 章 総 則（第 1 条）
- 第 2 章 登 録（第 2 条－第 8 条）
- 第 3 章 業 務（第 9 条－第 11 条）
- 第 4 章 貸金業務取扱主任者（第 12 条）
- 第 5 章 監 督
 - 第 1 節 内部管理体制の整備に関する監督（第 13 条－第 31 条）
 - 第 2 節 その他に関する監督（第 32 条－第 38 条）
- 第 6 章 登録に関する意見聴取（第 39 条－第 42 条）
- 第 7 章 苦情処理（第 43 条）
- 附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）及び貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「規則」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 登録

(書類の提出及び受理等)

第2条 規則第1条の5第2項、第7条第2項、第10条第2項、第25条の25第2項及び第25条の27並びに第26条の29第2項の規定により書類を提出しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数を、原則として日本貸金業協会（以下「協会」という。）熊本県支部（以下「支部」という。）を経由して提出するものとする。

- (1) 登録申請書 正本1部、副本2部
 - (2) 登録申請書添付書類 2部
 - (3) 変更届出書 正本1部、副本2部
 - (4) 変更届出書添付書類 2部
 - (5) 廃業等届出書 正本1部、副本1部
 - (6) 廃業等届出書添付書類 2部
 - (7) 開始等届出書 正本1部、副本1部
 - (8) 開始等届出書添付書類 2部
 - (9) 事業報告書 正本1部、副本1部
 - (10) 事業報告書参考書類 2部
- 2 登録の更新の申請書は、登録の有効期間満了の日の4月前から受理するものとする。
- 3 登録申請書及び変更の届出の受理に当たっては、次に掲げる事項に留意のうえ審査し、不適切である場合は補正を求めるものとする。
- (1) 資金需要者等に公的機関又は金融機関と誤認させ、取引の公正を害するおそれのある商号又は名称を使用していないこと。
 - (2) 2以上の商号又は名称を使用して、2以上の登録申請をしていないこと。
 - (3) 復代理店及び代理店の支店等の設置をしていないこと。
 - (4) 代理店契約の内容について、次に掲げる事項を記載していること。
 - ア 貸金業法等を遵守する旨の文言
 - イ 代理業務の範囲に関する事項
 - ウ 代理店手数料の決定及び支払に関する事項
 - エ 代理業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項
 - オ 営業用の施設及び設備の設置主体等に関する事項
- 4 法第4条第2項第4号の営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を証する書面又はその写しは、次によるものとする。
- (1) 営業所等（自動契約受付機及び現金自動設備を除く。）については、当該営業所等の所有又は賃貸借の態様に応じて、登記簿謄本、固定資産税課税通知書（課税物件明細の記載があるもの）、所有者からの使用承諾書（貸金業の営業所等として使用されることを承諾する旨の記載のあるもの）又は賃貸借契約書等
 - (2) 営業所等の写真、地図及び見取図
 - (3) 登録申請者が設置する自動契約受付機及び店舗外現金自動設備（営業所等（現金自動設備を除く。）の同一敷地内（隣接地を含む。）以外に設置されるものをいう。以下同じ。）については、規則別紙様式第1号10の項中営業所等の名称及び所在地（第4面）をもって所在地を証する書面とすることができるものとする。
 - (4) 登録申請者の業務委託先が設置する自動契約受付機及び店舗外現金自動設備については、当該業務委託先との間で当該自動契約受付機又は店舗外現金自動設備の利用に関して締結した契約書の写し
- 5 法人であって、規則第4条第3項第9号に規定するものを有しない者に対する同項第8号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面の内容の確認又は個人に対する同項第10号に規定する財産に関する調書（以下「財産調書」という。）の内容の確認に当たっては、必要に応じ、次に掲げる書面により行うものとする。
- (1) 預金が計上されている場合にあつては、取引先の金融機関が発行する残高証明書
 - (2) 有価証券が計上されている場合にあつては、取引先の証券会社が発行する取引残高報告書
 - (3) 土地又は建物が計上されている場合にあつては、市区町村が発行する固定資産評価証明書又は不動産鑑定士が作成した鑑定評価書の写し
 - (4) 法人にあつては、法人税の確定申告書及び確定申告書に添付した貸借対照表の写し
 - (5) 個人で青色申告をしている場合にあつては、所得税の確定申告書（所得税青色申告決算書及び収支内訳書を含む。）の写し
- 6 規則別紙様式第4号5の項中算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額は、土地及び建物の取得価額、固定資産評価証明書に記載された価額又は鑑定評価書に記載された価額とする。
- 7 適切な業務を運営することに疑義がある場所を営業所等として記載すること、他人に成りすます、又は他人の名義を借りて貸金業登録を行うなど、登録行政庁を欺き貸金業の登録を受けることは、虚偽記載又は不正な手段による登録となることから、特に、新

- 規の登録申請又は過去に貸付実績のない者からの登録の更新申請に当たっては、登録申請者（法人の役員を含む。）又はその重要な使用人から意見を聴取し、又は営業所等の現地調査を行う等により、真正でない要録を排除するよう努めるものとする。
- 8 申請者が個人である場合、法第6条第1項第14号に規定する財産的基礎の審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類の内容に疑義があるときは、必要に応じて前年度のと課税、所得証明等を確認することにより、一時的に資金等を取引して登録を受けようとする者を排除するよう努めるものとする。
- 9 法第6条第1項第15号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。
- (1) 申請者の社内規則（貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則であって貸金業者が作成するものをいう。以下同じ。）等は協会の自主規制規則と同等の社内規則等となっているか。
 - (2) 第14条から第30条に掲げる事項について、当該貸金業者の規模、特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか。特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互牽制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）が整備されているか。
 - (3) 営業所等に個人情報等の保管のための適切な設備、資金需要者等からの苦情対応及び帳簿の閲覧のための場所等が確保されるなど、当該貸金業者の規模・特性等に応じて、貸金業の適正な業務運営を行うための必要かつ十分な設備が整っているか。
 - (4) 申請者が法人（人格のない社団又は財団を含む。）の場合、法人の定款又は寄附行為等に法人の目的として貸金業を営むことが含まれているか。
- 10 申請者がパチンコその他設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業を兼業している場合は、以下の適切な措置が講じられているか。
- (1) 兼業する業務を営む当該営業所の同一敷地内に貸金業の店舗、自動契約受付機又は現金自動設備を設置していないこと。
 - (2) 兼業する業務を営む当該営業所の利用者を対象とした貸付けの勧誘又は広告を行わないこと。
- 11 登録申請時において協会に加入する予定がない者に対しては、法第24条の6の11の規定に関し、以下の事項を通知して周知するとともに適切な対応を求めることとする。
- (1) 協会の定款、業務規程その他の規則を考慮した社内規則等が整備されている必要があること。
 - (2) 協会の業務規程等の変更があった場合、知事から社内規則等の作成又は変更を命ぜられることがあること。
 - (3) 社内規則等の作成等の変更又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則等の作成又は変更を行い、知事の承認を受ける必要があること。
 - (4) 社内規則等の変更又は廃止をしようとする場合は、知事の承認を受ける必要があること。
- （登録の申請の処理）
- 第3条 規則第4条の2第2項の規定による登録済通知書については、次により取り扱うものとする。
- (1) 登録済通知書の交付は、原則として協会支部を通して行う。
 - (2) 登録番号は、決裁を終了した順に00001号からの一連番号とする。
 - (3) 登録番号の括弧書には、登録の回数（以下「登録回数」という。）を記入する。ただし、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）附則第9項に規定する日賦貸金業者における登録番号については、括弧内にNの文字を記載し、続けて登録回数を記入する。
 - (4) 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わない。
- 2 規則第4条の3第1項の規定による登録拒否通知書については、拒否の理由に該当する法第6条第1項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書等の重要な事項の虚偽の記載がある箇所若しくは重要な事実の記載が欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。
- 3 登録申請手数料（更新手数料を含む。）については、登録を拒否した場合、又は登録申請書を受け付けた後に登録申請者から当該登録申請の取下げがあった場合は、返還しないものとする。
- 4 規則第6条の規定により、貸金業者から登録換えの申請書の提出があった場合には、次により取り扱うものとする。
- (1) 当該申請を受けたときは、別記様式第1号により作成した意見書、従前の登録申請書の写し及び当該申請の直前に行った検査の報告書の写しを添付して新たな登録に係る財務局長又は都道府県知事に送付するものとする。
 - (2) 規則第6条第2項の登録換通知書を受領したときは、当該貸金業者の登録を抹消するものとする。
- （変更届出の処理等）
- 第4条 法第8条第2項の規定により、変更に係る届出事項（以下「変更事項」という。）を登録したときは、遅滞なく、その旨を別記様式第2号により原則として協会支部を経由して届出者に通知するものとする。ただし、当該変更事項が店舗外現金自動設備に係るものである場合は、通知を行わないものとする。

(相続人による登録申請の処理)

第5条 貸金業者が死亡した場合において、法第10条第3項の規定により相続人が被相続人の死亡後60日以内に法第3条第1項の登録の申請をしたときの登録番号は、その商号又は名称に変更がないときに限り従前の番号とするものとする。ただし、第3条第1項第3号の登録回数は、括弧内に1と記入する。

(登録の申請、届出書類の保存)

第6条 登録申請書、変更届出書及び廃業等届出書並びにそれらの添付書類は、当該申請等に係る登録の有効期間が終了した時点から10年間保存するものとする。

(登録証明書の発行)

第7条 登録を受けた貸金業者又は貸金業者であった者から公的機関に提出する必要がある等の理由により、その者の登録証明の申請があったときは、別記様式第3号により貸金業者登録証明を行うものとする。ただし、登録申請書類が保存年限を経過していることにより廃棄されている場合については、この限りでない。

(貸金業者登録簿の閲覧)

第8条 規則第9条の規定に基づく貸金業者登録簿の閲覧については、次により取り扱うものとする。

(1) 閲覧の申出があった場合には、別記様式第4号の貸金業者登録簿閲覧簿に所定事項の記入を求めるものとする。

(2) 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

ア 閲覧日は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる休日を除く日とする。

イ 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の閲覧日又は閲覧時間を変更することができるものとする。

(3) 閲覧場所は、熊本県商工観光労働部経営金融課内とする。

(4) 次のいずれかに該当する者の閲覧は、停止し、又は拒否することができるものとする。

ア 係員の指示に従わない者

イ 登録簿等を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

第3章 業務

(交渉の経過の記録)

第9条 規則第16条第1項第7号に規定する交渉の経過の記録とは、債権の回収に関する記録、貸付けの契約（保証契約を含む。）の条件の変更（当該条件の変更に至らなかったものを除く。）に関する記録等、貸付けの契約の締結以降における貸付けの契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録とする。

2 規則第16条第1項第6号に規定する交渉の経過の記録の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 交渉の相手方（債務者、保証人等の別）

(2) 交渉日時、場所及び手法（電話、訪問、電子メール及び書面発送等の別）

(3) 交渉担当者（同席者等を含む。）

(4) 交渉内容（催告書等の書面の内容を含む。）

(取引関係の正常化)

第10条 貸金業者の監督に当たっては、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、次に掲げる事項について、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。

(1) バス又は乗用車等の巡回により貸付けに関する業務の全部又は一部を営む行為は、安全性や顧客とのトラブルの発生等の問題があることから、行ってはならないこと。

(2) 貸金業以外の業務を行っている場合において、当該貸金業以外の業務に関して貸金業者の登録番号を使用してはならないこと。

(3) 貸付けの利率について、出資法に定められた上限利率にかかわらず、自らの経営努力により、可能な限り引き下げ、もって資金需要者の負担の軽減を図るよう努めること。

(日賦貸金業者の監督)

第11条 日賦貸金業者についての法第2章第3節の規定による監督に当たっては、日賦貸金業者は他の貸金業者に比して債権の回収にコストがかかることなどを考慮して出資法の上限金利の特例が認められているという趣旨にかんがみ、及び資金需要者等の利益の保護等を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 出資法附則第9項第1号の規定による日賦貸金業者の貸付けの主な相手方である物品販売業、物品製造業及びサービス業の業種の判断については、原則として、日本標準産業分類表を参考とすること。日賦貸金業者が、建設業者、不動産業者、サラリーマン、主婦等に貸し付けることは、出資法違反となること。

(2) 日賦貸金業者の貸付けの相手方が常時使用する従業員の数は5人以下とされているが、常時使用する従業員数の算定に当たっては、正社員に限らず、臨時雇用であっても、数か月程度の期間にわたり雇用されている場合などにおいては、実態に即して常時使用する従業員に含むものであること。

(3) 出資法附則第9項第2号の規定により貸付金の返済期間は100日以上と定められているが、当初の契約における返済期間が100日以上であったとしても、日賦貸金

- れた主任者であることか、内部監査に代わる措置を利用する場合には、以下のよう態勢を整備しているか。
- ア 外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業者改善に活用するための態勢を整備しているか。
- イ 協会が協会員に対して行う監査を利用する場合には、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。
- ウ 自己の行う貸金業に関する業務の検証を行う場合には、以下の点を踏まえ、業務の適切性を確保するために十分な態勢を整備しているか。
- (ア) 自己検証を実施するために十分な時間が確保されているか。
- (イ) 自己検証を実施するに際し、別記様式第5号の自己検証リストを参考に自社の社内規則等に基づき自己検証項目を設定しているか。
- (ウ) 自己検証を実施する頻度が少なくとも月1回以上となっているか。
- (エ) 実施した自己検証を記録し、少なくとも3年間保存することとされているか。
- (法令等遵守(コンプライアンス)態勢等)

第15条 貸金業者は、貸金市場の健全性を確保するため、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努める必要があるが、その監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) コンプライアンスに係る基本的な方針、具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)や行動規範(倫理規程、コンプライアンス・マニュアル)等が策定され、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか。特に、業績評価や人事考課等において収益目標(ノルマ)に偏重することなく、コンプライアンスを重視しているか。また、これらの方針等は役員(役員及び貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)に対して周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに、日常の業務運営において実践されているか。
- (2) 社内規則等は、協会の自主規制規則の内容を含有するものとなっているか。
- (3) 法令及び社内規則等にのっとり適切な業務運営が行われているか、不適切な取扱いについて速やかに改善しているか。
- (4) 主任者の機能及び主任者の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップが行われているか。

(顧客情報の管理)

第16条 資金需要者等に関する情報については、その適切な取扱いについては、規則第10条の2、第10条の3及び第10条の4の規定に加え、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づき措置が確保される必要があるが、その監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 資金需要者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱いに関する社内規則等を定め、役員が社会規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。特に、情報の当該貸金業者以外の者への伝達については、上記の法律、保護法ガイドライン及び実務指針の規定に従い手続が行われるよう十分な検討を行ったうえで取扱基準を定めているか。
- (2) 資金需要者等の情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、資金需要者等に関する情報の管理状況を適時、適切に検証できる態勢となっているか。
- (3) 個人である資金需要者等に関する情報については、規則第10条の2の規定に基づき、その安全管理及び役員等の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
- ア 安全管理について必要かつ適切な措置
- (ア) 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置
- (イ) 実務指針I及び別添2の規定に基づく措置
- イ 役員等の監督について必要かつ適切な措置
- (ア) 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置
- (イ) 実務指針IIの規定に基づく措置
- (4) 個人である資金需要者等の人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴に関する情報その他の特別の非公開情報(労働組合への加盟に関する情報、民族に関する情報及び性生活に関する情報をいう。)を、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。
- (5) 信用情報機関より提供を受けた個人信用情報について、返済能力の調査以外の目的で利用しないこと(途上与信を行うために取得した個人信用情報を勧誘に二次利用した場合又は個人信用情報を内部データベースに取り込み当該データベースを勧誘に利用した場合を含む。)を確保するための措置が講じられているか。
- (6) 資金需要者等の情報の漏えい等が発生した場合に、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への連絡、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。

(外部委託)

第17条 貸金業者が貸金業の業務を第三者に委託(以下「外部委託」という。形式上、外

部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。)するに際しては、規則第 10 条の 5 の規定に基づく措置を構築し、外部委託に伴う様々なリスクを的確に管理し、業務の適切な運営を確保する必要があるが、その監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 委託先の選定基準、外部委託リスクが顕在化したときの対応などを規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- (2) 委託先における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されているか。また、外部委託を行うことによって、検査、報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
- (3) 委託契約によっても当該貸金業者と資金需要者等との間の権利義務関係に変更がなく、資金需要者等に対しては、当該貸金業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。
- (4) 委託業務に関する契約どおりサービスの提供が受けられない場合、貸金業者は顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢を整備しているか。
- (5) 個人である資金需要者等に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。
- (6) 委託業者に関する苦情等について、資金需要者等から委託元である貸金業者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

(本人確認、疑わしい取引の届出)

第 18 条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成 14 年法律第 32 号。以下「本人確認法」という。)に基づく本人確認及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 11 年法律第 136 号。以下「組犯法」という。)に基づく疑わしい取引の届出に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有しており、その監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 本人確認法に基づく本人確認を的確に実施するため次に掲げる態勢が整備されているか。
 - ア 社内規則等において、本人確認を行うための社内態勢及び手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。
 - イ 本人確認を行うに当たって、生年月日、住所等の資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性の確認が行われているか。資金需要者等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。また、資金需要者等から取得した本人確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。
 - ウ 貸金業者が過去に取得した本人確認情報についての信ぴょう性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、資金需要者等の本人確認について再確認が行われているか。
 - エ 資金需要者等の本人確認に当たって、取引形態(インターネットによる非対面取引等)を考慮した措置が講じられているか。
 - オ 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。
 - カ 役職員に対して、本人確認に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。
 - キ 本人確認の実施に関して、社内における定期的な点検又は内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。
- (2) 組犯法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するため、次に掲げる体制が整備されているか。
 - ア 社内規則等において、疑わしい取引の届出を行うための社内態勢及び手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。
 - イ 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した本人確認情報、取引時の状況その他貸金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正な対応又は管理を行っているか。
 - ウ 疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。

工 疑わしい取引の判断に当たって、資金需要者等の属性等が考慮されているか。
 オ 役職員の採用に当たって、マネー・ローダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。
 カ 役職員に対して、疑わしい取引の届出に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。
 キ 疑わしい取引の届出に関して、社内における定期的な点検又は内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。

- (3) 本人確認と疑わしい取引の届出が相互に関連性を有していることを十分に認識し、本人確認の的確な実施により資金需要者等の基礎的な情報を把握し、そのうえで当該情報及び資金需要者等の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、疑わしい取引の届出が行われるよう、一体的かつ一元的な社内体制等が構築されているか。

(苦情対応態勢)

第19条 貸金業者が資金需要者等からの苦情又は問い合わせ等（以下「苦情等」という。）に迅速かつ適切に対応し、資金需要者等の理解を得ようとすることは、資金需要者等に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つであり、その監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 経営陣は、資金需要者等からの苦情等が当該貸金業者の業務運営に係る問題提起であり、業務改善や顧客サービス向上のために有益な情報であることを認識するとともに、苦情等の取扱いに関する社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な対応を行うよう、社内研修等により周知徹底を図るなど、苦情対応について適切な措置を講じているか。
 (2) 社内規則等において、苦情等申出に対し迅速かつ適切な処理又は対応ができるよう、苦情等に係る担当部署や処理手続が定められているか。また、苦情等の内容が資金需要者等の利益の保護上、重大な影響を与え得る事案と認められた場合、速やかに内部監査部門及び経営陣に報告し、その他の事案についても定期的に処理内容等を内部監査部門及び経営陣に報告するなど、情報共有が図られる態勢となっているか。
 (3) 申出のあった苦情等に関し、資金需要者等に対して十分に説明が行われているか。また、苦情等の対応状況について、内部管理部門等が適切にフォローアップを行っているか。
 (4) 苦情等の内容について、適切かつ正確に記録及び保存がなされるとともに、記録の蓄積及び分析を行うことよって、顧客対応態勢及び事務処理態勢の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

(不祥事件に対する監督上の対応)

第20条 規則第26条の25第4号に規定する役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為（以下「不祥事件」という。）が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。なお、不祥事件とは、貸金業の業務に関し法令に違反する行為のほか、次に掲げる行為が該当する。

- (1) 貸金業の業務に関し、資金需要者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等
 (2) 貸金業の業務に関し、資金需要者等から告訴、告発され又は検挙される行為
 (3) その他貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるもの
 2 貸金業者において不祥事件が発覚し、当該貸金業者から第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、貸金業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。
 (1) 社内規則等にのっとりた内部管理部門への迅速な報告及び経営陣への報告
 (2) 刑法等法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報
 (3) 独立した部署（内部監査部門等）での不祥事件の調査及び解明の実施
 3 不祥事件と貸金業者の業務の適切性の関係については、以下の点に基づき検証を行うこととする。
 (1) 不祥事件の発覚後の対応は適切か
 (2) 不祥事件への経営陣の関与はないか、組織的な関与はないか
 (3) 不祥事件の内容が資金需要者等に与える影響はどうか
 (4) 内部けん制機能が適切に発揮されているか
 (5) 再発防止のための改善策の策定及び自浄機能は十分か、関係者の責任の追及は明確に行われているか
 (6) 資金需要者等に対する説明又は問い合わせへの対応等は適切か
 (貸金業務取扱主任者)

第21条 貸金業務取扱主任者に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 貸金業務取扱主任者に関し、果たすべき役割、その権限などを規定した社内規則等が整備されているか。
 (2) 資金需要者等から苦情の申出があった場合、申出内容を確認のうえ、当該苦情等

に關係する使用人その他の従業者を指導するなど、貸金業務取扱主任者が適切に助言又は指導を行うことができる態勢が整備されているか。

(禁止行為等)

第 22 条 法第 12 条の 6 (禁止行為) に係る監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 資金需要者等に虚偽を告げること又は不確実な事項について断定的判断を提供することを禁止するなど、法第 12 条の 6 の禁止行為に関し規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- (2) 内部管理部門において、社内規則等に基づき、適正な業務が行われているか検証する態勢が整備されているか。

(勧誘及び契約締結時の説明態勢)

第 23 条 勧誘 (電話又は戸別訪問に限らず、電子メール、ダイレクトメールによるものを含む。以下同じ。) 及び契約締結時の説明態勢に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 貸付けの契約の締結の勧誘に係る内容・方法及び貸付けの契約の締結に係る説明責任等に関し、具体的かつ客観的な基準を定めた社内規則等を整備し、役職員が社内規則等に基づき適正な勧誘及び契約の締結を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。また、勧誘及び契約締結時の状況に係る記録の方法を定めるなど、事後検証が可能となる措置が講じられているか。
- (2) 内部管理部門においては、勧誘若しくは契約締結時の状況に関する記録等の確認又は担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認、資金需要者等と直接面談等を行うことにより、資金需要者等の知識、経歴及び財産の状況等に即した勧誘など、適正な勧誘が履行されるための態勢が整備されているか。なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意することとする。
 - ア 貸付けの契約を締結するに際して、契約内容の口頭で十分に説明することになっているか。また、口頭で十分な説明ができない場合は、例えば、ホームページへの掲載、顧客等からの電話による問い合わせ窓口の設置など契約内容の説明について代替的な措置が講じられているか。
 - イ 資金需要者等に対する勧誘状況及び過去の取引状況等について、例えば、顧客カード (勧誘者リスト等、勧誘を行う基となった資料を含む。) を整備し、特に、被勧誘者から貸付けの契約を締結しない旨の意思 (当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。) の表示の有無について、明確に記録されているか。なお、勧誘者リストの整備においては、第 16 条に規定する個人情報情報の目的外利用に該当しないよう留意すること。
 - ウ 保証人となろうとする者に当該保証契約の内容を十分に理解しうるよう説明を尽くす (保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオすなわち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこと等) とともに、保証人となろうとする者が、十分な時間的余裕を持ってあらかじめ保証契約の内容及びこれに伴う危険性について十分理解した上で契約内容に即し、相手方の理解力に応じて、以下に掲げる点等について十分説明を行う必要がある。
 - (ア) 保証人は、主たる債務者が債務を履行できない場合には、債務不履行額に遅延損害金を付した額 (特約により主たる債務者が一部の債務不履行により残債務の一括返済を行わなければならない場合は当該金額) のうちその保証の範囲内の額を支払わなければならないおそれがあること。
 - (イ) 保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行により、財産を差押えられるおそれがあること。
 - (ウ) 連帯保証人は、民法第 452 条に規定する催告の抗弁及び同法第 453 条に規定する検索の抗弁が主張できないこと。
 - エ 物的担保を徵求する場合、物的担保を提供する者が当該担保契約の内容を十分に理解しうるよう説明を尽くす (物的担保権が行使されうる場合等、物上保証の法的効果とリスクについて説明を行い、特に、物的担保契約の形式的な内容にとどまらず、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオすなわち実際に物的担保権が行使されうる事態を想定した説明を行うこと等) など、物的担保契約の内容を十分理解したうえで契約を締結することとなっているか。
 - オ いわゆるおまとめローンを目的とする契約を締結する場合は、資金需要者等に対し、法第 43 条第 1 項のみなし弁済の適用に関する説明を行うとともに、必要に応じ、消費生活センターなど適切な相談窓口を紹介しているか。
- (3) 資金需要者等に勧誘を行った際、再勧誘を希望しない旨の意思表示があった場合は、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について資金需要者等に確認し、適切に記録しているか。

(過剰貸付けの禁止)

第 24 条 貸金業者は、過剰貸付けを防止するため、貸付けの契約を締結するに当たっては、資金需要者等の収入、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査し、その結果、返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならないと規定した法第 13 条の趣旨を踏まえ、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 115 号) 第 4 条施行時に適用される総量規制が円滑に導入できるよう、現時

点から適切に対応する必要がある、その監督に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 貸付審査について、資金需要者等が日常生活に支障なく返済が可能となる範囲内で貸付けが行われるとともに、総量規制が円滑に導入できるよう、以下の態勢が整備されているか。
 - ア 資金需要者等の年収額、既往借入額等に基づき、債務者の返済負担が過剰とならない客観的かつ具体的な貸付基準を整備し、役職員に周知徹底しているか。
 - イ 極度方式基本契約による貸付けを行う貸金業者については、貸付限度額の管（引上げ、引下げ等）に関する具体的な基準を整備しているか。
 - ウ 保証人又は物的担保を徴求する貸付け（既に売却を予定していることが客観的に明らかでない不動産担保貸付けを除く。）について、主債務者の事業計画、返済計画及び金利等の貸付けの契約の条件等からみて、保証の履行又は担保権実行の及ぼす可能性が高い貸付けの契約を締結しないための貸付審査基準又は保証人及び物的担保提供者の適格性審査について、明確な審査基準を整備し、役職員に周知徹底をしているか。
 - エ 上記貸付基準等の妥当性について、定期的に検証し、必要に応じ見直しを行うこととしているか。
- (2) 返済能力調査について、総量規制の円滑な導入を念頭に置きつつ、以下の措置が講じられているか。
 - ア 借入申込者の収入、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査・把握したうえで、調査結果を踏まえた適切な貸付審査が行われているか。また、返済能力の調査結果を記録することとしているか。
 - イ 借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を借入申込者自身に記入させること等により、資金需要者等の借入の意思を確認しているか。
 - ウ 自社借入及び他社借入の状況から多重債務のおそれがあると確認した場合には、年収額を証明する書類を徴求するなど資金需要者等の収入額を検証する態勢が整備されているか。
 - エ 極度方式基本契約により貸付けを行う貸金業者については、信用情報機関への照会等により資金需要者等の債務状況を把握できる態勢が整備されているか。
 - オ 物的担保を徴求する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみ、当該担保物件を換価しなくても返済しうるかを調査し、その結果を記録することとしているか。また、担保権が実行され、当該担保物件を失うこととなった場合の物的担保提供者の具体的な認識を確認し、その内容も併せて記録することとしているか。
 - カ 保証付の貸付けの契約を締結する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみ、保証人からの代位弁済がなくとも返済しうるかを調査し、その計画を記録しているか。また、保証人になろうとする者に、収入、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等の調査を行い、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力及び保証人の具体的な認識を確認し、その内容も併せて記録することとしているか。
 - キ 内部管理部門において、返済能力調査等が適正に行われたこと、返済能力調査の結果について改ざん等が行われていないこと、借入申込者に対し返済能力の虚偽申告の示唆が行われていないことについて事後検証を行うなど、返済能力調査の実行性が担保されているか。

(広告規制)

第25条 広告規制に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 不適切な広告の防止など、広告の取扱いに関する規定を規定した社内規則等を定め、担当役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- (2) 法第15条第1項に規定する貸付けの条件について広告をするとは、法第15条第1項第2号、第3号、規則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる事項（担保の内容が貸付けの種類名となっている場合にあっては、規則第11条第3項第1号口の担保に関する事項には当たらない。）又は貸付限度額、その他の貸付けの条件の具体的な内容を1つでも表示した広告をすることをいう。

(書面の交付義務)

第26条 書面交付義務に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 資金需要者等に対する書面交付に関して規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- (2) 内部管理部門において、社内規則等に基づき、適正な書面の交付が行われているか検証を行う態勢が整備されているか。
- (3) 書面の記載内容は、資金需要者等にとって明確でわかりやすい内容となっているか、また、記載内容について、必要に応じ見直す態勢が整備されているか。極度方式基本契約に基づく個々の貸付けに係る法第17条書面の各記載事項については、契約書と同一文言での記載になっていない場合、必要な事項が明確かつわかりやすく記載されているか。
- (4) 一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面の交付に際

しては、当該書面が交付される旨及び個別書面の記載事項が簡素化される旨を示し、
 たうえ、あらかじめ書面又は電磁的方法により承諾を得て行っているか。なお、債務者等
 等から電磁的方法により承諾を受けた場合には、当該承諾を行っていないか。また、債務者
 承諾を受けた旨を書面又はその他適正な方法により通知しているか。また、当該書
 等から、当該書面での交付の承諾を撤回したい旨の意思表示が適切に説明が行わ
 面以外の方法による書面交付の適用開始の時期等に適切に説明が行われているか。

- (5) 書面の交付に代えて電磁的方法により提供する場合又は一定期間における貸付け
 及び弁済その他の取引の状況を記載した書面を交付することについて承諾若しくは
 撤回の意思表示を受ける場合には、債務者等の承諾等があったことを記録してい

(帳簿の備付け等)

第 27 条 帳簿の備付け等に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 帳簿の作成及び備付け等について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則
 等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
 (2) 債務者以外の者（保証人を含む。）から返済金を受領した場合、当該返済者と債
 務者との関係又は当該返済者が返済するに至った経緯等について、交渉経過の記録整
 等に正確に記載され、担当者以外の第三者がその内容を容易に把握できる態勢が整
 備されているか。
 (3) 内部管理部門においては、交渉経過の記録等の確認又は担当者からのヒアリング
 の実施等に加え、必要に応じ、録音テープの確認、資金需要者等と直接面談等を行
 うことにより、正確な帳簿の作成及び保存が履行されるための態勢が整備されて

(帳簿の閲覧、謄写)

第 28 条 帳簿の閲覧又は謄写に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 債務者等又は債務者であった者等（以下「帳簿の閲覧等の請求者」という。）か
 ら帳簿の閲覧又は謄写を求められた際の対応について、帳簿の閲覧等の請求者が本
 人又は正当な委任を受けた代理人等であるか確認したうえ、過度の負担を課すこ
 となく迅速に帳簿の閲覧又は謄写に応じるよう社内規則等を定めているか。なお、
 本人確認及び閲覧又は謄写の方法に関し、正当な理由なく過度の負担を課する場
 合は、帳簿の閲覧又は謄写の拒否に該当するおそれがあることに留意する必要がある。
 (2) 帳簿の閲覧又は謄写に必要な物的設備を確保し、閲覧又は謄写の方法等が帳簿の
 閲覧等の請求者にわかるようになっているか。また、帳簿の閲覧等の請求者か
 帳簿の閲覧又は謄写に関する問い合わせ等があった場合、迅速かつ適切に対応
 態勢となっているか。
 (3) 無人契約機、インターネットなど、対面以外の方法で契約の締結等を行う貸金業
 者については、帳簿の閲覧等の請求者が遠隔地に居住するなど来店が困難である場
 合に際して、帳簿の複写請求又は複写物の郵送請求に配慮しているか。帳簿の複写
 又は複写物の郵送に係る実費を徴収する場合、当該金額は適正かつ適切な金額と
 なっているか。また、帳簿の閲覧又は謄写の請求者から当該実費の内容について説
 明を求められた場合、その内容を説明する態勢が整備されているか。
 (4) 内部管理部門において、社内規則等に基づき、帳簿の閲覧等の請求者に対し適切
 な帳簿閲覧又は謄写が行われているか検証する態勢が整備されているか。

(取立行為規制)

第 29 条 取立行為に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 債務者等に対する取立て又は督促については、客観的な基準及び手順等を規定し
 た社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内
 研修等により周知徹底を図っているか。
 (2) 内部管理部門においては、交渉経過の記録等の確認又は担当者からのヒアリング
 の実施等に加え、必要に応じ、録音テープの確認又は資金需要者等と直接面談等
 を行うことにより、取立て又は督促の実態を把握し、検証を行うことができる態勢
 が整備されているか。

(債権譲渡)

第 30 条 貸金業者は、貸付債権の譲渡については、法を遵守するほか、民法又は債権管理
 回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）等の規定に注意するとともに、債
 権譲渡先の選定に当たっては、資金需要者等の利益の保護に関して、特段の注意を払
 必要があるが、その監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 債権譲渡を行うに当たって、債権譲渡先の選定基準及び選定方法、譲渡対象債権
 の選定基準、債権譲渡に関する手続又は債権譲渡の際の顧客情報の取扱いについて
 規定した社内規則等を定め、担当する役職員が社内規則等に基づき適切な取扱い
 を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
 (2) 債権譲渡先及び譲渡対象債権の選定に当たっては、弁護士法（昭和 24 年法律第
 205 号）、法第 24 条第 3 項（暴力団員等への譲渡の禁止）等の規定に抵触しないか
 確認を行っているか。
 (3) 債権譲受人との債権譲渡契約において、債務者等からの問い合わせ、取引履歴の
 開示請求など、債権譲渡に係る債務者等への対応について債権譲受人との責任分担

が明確となっているか。また、債権譲受人が債務者等に対し法第 24 条第 2 項に基づく債権譲渡通知を遅滞なく送付すること、法令を遵守した債権管理及び回収を行うこと等、債務者等の保護の確保に努めるための規定が置かれているか。

(業務の透明性の確保)

第 31 条 貸金業者は、その信頼性の確保のため、資金需要者等の視点に立った正確かつ公正な情報を資金需要者等に迅速に伝達するなど、業務の透明性を確保し、説明責任を果たす必要がある、その監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 業務方法の変更(営業所等の閉鎖の決定、債務者等からの返済資金の受入方法の変更等)や不祥事件の発生等において、資金需要者等の利益の保護に影響をもたらすと判断した場合の情報開示の方法等を規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

(2) 資金需要者等の利益の保護に影響をもたらす情報が迅速かつ適切に公表されているか。また、公表する情報は、資金需要者等に必要な情報がわかりやすく表示され、資金需要者等からの問合せに対し十分な説明がなされるなど、適切に対応するための態勢が整備されているか。

第 2 節 その他に関する監督

(事業報告書の提出)

第 32 条 規則別紙様式第 8 号に規定する事業報告書を処理する場合には、次に掲げる点に留意するものとする。

(1) 社内規則等の整備及び改正状況欄については、登録申請後の貸金業者の改正状況について確認することとし、特に、協会に加入していない貸金業者について、協会の自主規制基準を考慮した内容となっているか確認するものとする。

(2) 従業者に対する研修の実施状況及び内部監査の実施状況欄については、法第 24 条の 6 の 10 第 3 項に基づく立入検査において不適切な取扱い等であるとの指摘を受けた貸金業者又は法第 24 条の 6 の 3 に規定に基づく業務改善命令等の処分を受けている貸金業者の場合、研修及び内部監査の実施目的、重点事項等が、当該指摘等の内容に照らし、合理的なものとなっているかどうか検証するものとする。

2 事業報告書は、原則として協会支部を経由して提出させるものとする。

3 貸金業者から法第 24 条の 6 の 9 の規定に基づき事業報告書及び参考書類の提出があったときは、事業報告書の副本及び参考書類各 1 部を提出期限後 10 日以内に、九州財務局長あて提出するものとする。

(業務報告書の徴収)

第 33 条 法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定による毎年 3 月末日における貸金業者の業務報告書は、別記様式第 6 号により毎年 5 月末日までに徴収するものとする。

2 前項の報告に係る貸金業者が資本金 1,000 万円以上の法人である場合には、直前決算期の貸借対照表及び損益計算書(様式自由)を添付資料として併せて徴収するものとする。

3 当該貸金業者が個人又は資本金 1,000 万円未満の法人である場合には、必要に応じて、それぞれ、財産調書又は貸借対照表及び損益計算書を添付資料として併せて徴収するものとする。

4 第 14 条で、内部監査として自己検証を行っている貸金業者については、適切な自己検証が行われているか、添付された自己検証の記録で確認するものとする。

5 業務報告書は、原則として協会支部を経由して提出させるものとする。

6 貸金業者から徴収した業務報告書の写しを、毎年 6 月末日までに九州財務局長あて提出するものとする。

(立入検査)

第 34 条 法第 24 条の 6 の 10 第 3 項及び第 4 項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第 7 号による。

(営業所等の所在の確知)

第 35 条 法第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号に規定する営業所等の所在確知のため必要な場合は、法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定に基づき、別記様式第 8 号により営業所等の所在報告書並びに営業所等に関する権利を証する書面及び営業所等の地図等の報告を求めるものとする。

(行政処分の連絡)

第 36 条 次に掲げる処分を行ったときは、九州財務局長へ関係資料を送付するものとする。

(1) 登録を拒否した場合

(2) 業務改善命令をした場合

(3) 業務停止処分をした場合

(4) 登録取消し処分をした場合(当該貸金業者が法人である場合には、当該取消しの日前 30 日以内の役員の氏名に関する資料も併せて送付するものとする。)

(5) 登録取消し処分に係る聴聞の通知後、当該処分の決定までの間に廃業等の届出があった場合

(登録不更新及び廃業等の取扱い)

第 37 条 貸金業者が登録の有効期間満了の日の 2 月前までに当該登録の更新の申請をしなかった場合は、法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定に基づき、別記様式第 9 号により、残貸付債権の状況等に係る報告を求めるものとする。

2 貸金業者から前項の報告書又は法第 10 条に規定する廃業等届出書(以下「廃業等届出

書等」という。)の提出があったときは、法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定に基づき、別記様式第 10 号により、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引のすべてが終了する場合及びそれまでの間に連絡先若しくは氏名・商号等又は取立委託先等の変更、債権譲渡先の追加等廃業等届出書等の記載内容に変更がある場合には遅滞なくその旨報告することを命ずるとともに、当該貸金業者に対し、次に掲げる内容の書面を交付するものとする。

- (1) 法第 44 条の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を終了する目的の範囲内において、なお貸金業者とみなされ、法令が適用されること。
- (2) 顧客名簿等の資金需要者等の個人情報について、違法業者等に売却又は譲渡することは、厳に控えること。
- (3) 貸金業者が貸付債権の譲渡を行う場合は、法第 24 条第 3 項(暴力団員等への譲渡、委託の禁止)が適用されるほか、当該譲渡受人には法第 12 条の 7、第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 17 条(第 6 項を除く。)第 18 条から第 22 条まで、第 24 条第 1 項(再譲渡先に対する適用法令通知義務)及び第 24 条の 6 の 10 の規定が適用される旨を当該譲受人に対して通知する義務(第 24 条第 1 項)が生じること。また、併せて、これらに違反した場合は刑事罰の適用がある旨を通知すること。

3 廃業等届出書等により債権譲渡に係る情報を確認した場合は、当該情報を譲受人に対して監督権限を有する財務局又は他の都道府県に提供するものとする。
(債権譲渡届出書等の取扱い)

第 38 条 規則第 26 条の 25 第 1 項第 3 号に規定する債権譲渡届出書を受理した場合は、譲受人に対して監督権限を有する財務局長又は都道府県知事に当該届出書の写しを送付するものとする。

第 6 章 登録に関する意見聴取

(登録に関する意見聴取)

第 39 条 法第 5 条第 1 項の規定による登録(更新を含む。)について、法第 44 条の 3 第 1 項の規定により警察本部長の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

(1) 警察本部長への意見聴取は、次に掲げるものを熊本県警察本部暴力団対策主管課に送付して行う。

ア 別記様式第 11 号により作成した文書

イ 登録申請書(規則別紙様式第 1 号に係る部分に限る。)の写し

ウ 規則別紙様式第 3 号の 2 の 4 の項により作成された CSV 形式(エクセル等)の電磁的記録

(2) 警察本部長の意見の陳述は、別記様式第 12 号又は別記様式第 13 号による。

(3) 意見陳述に基づき登録を拒否した者があるときは、おおむね 3 か月ごとに別記様式第 14 号により暴力団対策主管課に通知するものとする。

(変更登録に関する意見聴取)

第 40 条 法第 8 条第 2 項の変更登録について、法第 44 条の 3 第 1 項の規定により警察本部長の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

(1) 警察本部長への意見聴取は、前条の規定を準用する。

(2) 既に貸金業務取扱主任者に選任されている者が選任に係る営業所等以外の営業所等の貸金業務取扱主任者に選任されたことに伴い、法第 8 条第 2 項の登録をしようとする場合において、当該貸金業務取扱主任者について既に法第 44 条の 3 第 1 項の規定による意見聴取が行われていることが確認されるときは、新たに意見聴取を行わないものとする。

(業務停止又は登録取消しに関する意見聴取)

第 41 条 法第 24 条の 6 の 4 の規定による命令又は同条第 1 項若しくは法第 24 条の 6 の 5 第 1 項の規定による登録の取消しについて、法第 44 条の 3 第 3 項の規定により警察本部長の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

(1) 意見聴取は、貸金業者(法人の役員を含む。)又は重要な使用人その他の従業者のうち同条第 1 項の意見陳述事由(以下「意見陳述事由」という。)又は同条第 3 項の意見陳述事実(以下「意見陳述事実」という。)に係る者(以下「照会対象者」という。)がいるおそれがある場合に行うものとする。

(2) 警察本部長への意見聴取は、次に掲げるものを送付して行う。

ア 別記様式第 15 号により作成した文書

イ 登録申請書(規則別紙様式第 1 号に係る部分に限る。)の写し

ウ 規則別紙様式第 3 号の 2 の 4 の項により、照会対象者について、CSV 形式(エクセル等)で作成された電磁的記録

(3) 意見聴取は、次に掲げる事項に応じ、熊本県警察本部主管課に送付するものとする。

ア 意見陳述事由に係るもの 暴力団対策主管課

イ 意見陳述事実に係るもの 生活経済主管課

(4) 警察本部長からは、該当する事由の有無について、別記様式第 16 号又は第 17 号により、文書で意見が陳述されるものとする。

(5) 意見陳述事由又は意見陳述事実があることを理由として、法第 24 条の 6 の 4 又は第 24 条の 6 の 5 の規定により登録の取消しを行うときは、必要に応じ、警察本部長に対して、聴聞時における警察官の同席を求めるものとする。

(6) 意見陳述がなされた場合にあつては、おおむね 3 か月ごとに別記様式第 18 号により法第 24 条の 6 の 4 又は第 24 条の 6 の 5 の規定により、命令又は登録の取消しを

した結果を警察本部暴力団対策主管課及び生活経済主管課に通知するものとする。

(警察本部長からの意見)

第 42 条 法第 44 条の 4 の規定による警察本部長からの意見は、別記様式第 19 号により、文書で行われるものとする。

第 7 章 苦情処理

(苦情処理)

第 43 条 苦情等(違法又は不適切な行為に係る「苦情」、債務整理等に係る「相談」、登録の有無に係る「照会」、その他当局への「要望」を含む。以下同じ。)の申出があったときは、事情を聴取し、別記様式第 20 号の貸金業関係苦情受付対応状況票に所要の事項を記録するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、軽易なものについては、別記様式第 21 号の貸金業相談記録簿に所要の事項を記録するものとする。

3 苦情等の対応に当たっては、法に基づく権限の範囲内において申出人に必要な助言を行うとともに、必要があると認めるときは、申出人の了解を得たうえで、当該貸金業者に対し、その内容を連絡するものとする。

4 財務局長又は他の都道府県知事の登録貸金業者に関する苦情等の申出を受けた場合は、申出内容の聴取及びこれに対する助言に努めるとともに、苦情等の内容に応じた適切な相談機関を紹介するものとする。また、貸金業者から債権を譲り受けた者による取立て等に係る苦情等の申出を受けた場合の紹介先は、次のとおりとする。

(1) 当該譲受人が登録貸金業者の場合は、当該貸金業者の登録をした財務局又は都道府県

(2) 当該譲受人が前号以外の場合は、当該譲受人に対する監督権限を有する都道府県
なお、当該申出に係る債権の譲受人が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社であるときは、別途、法務省に情報提供するものとする。

5 無登録営業に係る苦情等を含め、犯罪の疑いのある旨の情報を入手した際には、明らかに信ぴょう性を欠くと認められる場合を除き、原則として情報入手先の同意を得たうえで、当該情報を捜査当局に提供するなど、捜査当局との連携に努めるものとする。

6 前項のほか、県での解決が困難である苦情案件については、その内容に応じて、協会、弁護士会又は警察等に連絡し協力を求めるものとする。

7 無登録業者による違法な貸付け又は取立ての被害を内容とする苦情の申出を受けた場合には、第 5 項における捜査当局との連携に当たって、必要があると認められるときは、次の措置をとることとする。

(1) 当該業者に電話等で、具体的な業務内容を確認する又は別記様式第 22 号により文書で照会を行う等の方法により、実態把握に努める。

(2) 前号により電話等で調査した結果、当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると判断される場合には、直接、電話等又は別記様式第 23 号の文書により警告を行う。なお、前号の別記様式第 22 号の文書による照会に対する回答がなく、かつ、引き続き同種の苦情等を受けるなど、当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると認められる場合も同様の取扱いとする。

8 別記様式第 24 号により毎月の貸金業関係苦情等対応総括表を、翌月 7 日までに作成するものとする。

附 則

1 この要項は、告示の日から施行する。

2 熊本県貸金業事務取扱要項(平成 19 年 3 月 28 日熊本県告示第 315 号)は、廃止する。

別記様式第1号（第3条関係）

（日本工業規格A4）

意 見 書	
商号、名称又は氏名	
貸金業者の概要	
（当初登録年月日）	
（役員の状態）	
（問題点）	
直前の検査結果	
苦情の状態	
行政処分等	
その他参考事項	

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

（商号又は名称）

氏 名 様

（法人にあつては代表者の氏名）

熊本県知事

印

変更事項の登録について（通知）

年 月 日付けで届出のあつた変更事項については、年 月
日付けで貸金業者登録簿に登録したので通知します。

変更事項：

別記様式第 3 号 (第 7 条関係)

(日本工業規格 A 4)

年 月 日

貸 金 業 者 登 録 証 明 書

熊本県知事 様

申請者 商号又は名称

氏 名
(法人にあっては代表者の氏名)

印

下記のとおり、貸金業法第 3 条第 1 項の規定による登録を受けている (いた) ことを証明願います。

使 用 目 的	
提 出 先	

記

商 号 又 は 名 称	
氏 名 (法人にあっては代表者の氏名)	
住 所	
主たる営業所の所在地	
登 録 番 号	熊本県知事 () 第 号
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 停 止 営 業 所 等	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

熊本県知事

印

別記様式第 4 号 (第 8 条関係)

(日本工業規格 A 4)

貸金業者登録簿閲覧簿

閲覧日	閲覧者住所	閲覧業者の登録番号	貸出 時刻	返却 時刻	返却 確認 印
	閲覧者氏名	商号、名称又は氏名			

別記様式第5号(第14条関係)

自主点検リスト

商号又は名称: _____ 検証対象期間: _____ ~ _____ 検証実施者: _____ 印

	適否	不適の状況	改善策
顧客情報の管理			
顧客情報は適切に管理されているか。			
顧客情報の利用は適切に行われているか。			
外部委託先の監督			
外部委託先に対する監督は適切に行われているか			
適切な本人確認の実施			
法令等に基づいて、本人確認を行っているか。			
本人確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。			
疑わしい取引の届出			
法令等に基づいて、疑わしい取引の確認を行っているか。			
疑わしい取引はなかったか。			
疑わしい取引は当局に届出を行っているか。			
苦情対応			
苦情等の申出があった顧客に対し十分な説明を行ったか。			
苦情の内容、処理経過はすべて記録し、保存しているか。			
不祥事件の届出			
不祥事件は発生しなかったか。			
不祥事件が発生した場合、監督当局への届出を行ったか。			
禁止行為に該当するおそれのある以下の行為をしていないか。			
契約内容について問い合わせに回答しないこと。			
契約の締結又は変更の際して、次に掲げる行為を行うこと			
①白地委任状及びこれに類する書面を徴求すること			
②白地手形及び白地小切手を徴求すること			
③印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること			
④貸付金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保や保証人を徴求すること。			
⑤クレジットカードを担保として徴求すること			
⑥借入申込書等に年収等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること			

	適否	不適の状況	改善策
人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払いを要求すること。			
顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付けの金額や貸付日などを基に残存債務の額を増し、和解契約を締結すること。			
資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。			
債務の弁済に際して、架空名義又は借名口座に振り込みを行うよう要求すること。			
資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら契約を締結すること。			
勧誘及び契約締結時の説明			
法令等に基づいて勧誘や契約締結時の説明が行われているか。			
勧誘の状況等について記録を残しているか。			
保証人になろうとする者に対して十分な説明を行っているか。			
物的担保を提供しようとする者に対して十分な説明を行っているか。			
再勧誘の希望の有無・範囲について、記録を残しているか。			
過剰貸付けの禁止			
借入申込書を自署させること等により、資金需要者等の借入れの意思を確認しているか。			
貸付審査は、社内規則に基づいて行っているか。			
貸付けの際に、返済能力を調査し、調査結果を記録しているか。			
自社借入50万円超、他社借入合計150万円超となる場合には、資金需要者等の収入額を検証しているか。			
保証人や物的担保提供者の適格性の審査は、社内規則に基づいて行っているか。			
物的担保を徴求した場合、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか調査し、調査結果を記録しているか。			
保証人を徴求した場合、保証人の代位弁済がなくても返済しうるか調査し、調査結果を記録しているか。			
保証人になろうとする者について、調査を行い、保証債務の履行と具体的な認識を確認し、調査結果を記録しているか。			
次の事項を含む広告を出していないか。			
貸付審査が全く行わずに貸付けを行うような旨の表現			
債務整理者や破産免責者にも容易に貸付けを行うような旨の表現			
他社借入件数、借入金額について考慮せずに貸付けを行うような旨の表現			

	適否	不適の状況	改善策
書面の交付			
法令等に基づいた書面の交付が行われているか。			
帳簿の備付け			
法令等に基づいた正確な帳簿の作成及び保存が行われているか。			
帳簿の閲覧、謄写			
帳簿の閲覧又は謄写に関する問い合わせに対し、迅速かつ適切に対応しているか。			
取立行為規制			
法令等に違反して取立て督促を行っていないか。			
実際に行った取立て督促について記録が残されているか。			
債権譲渡			
法令等に基づいた債権譲渡を行っているか。			

別記様式第6号(第33条関係)

(日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

熊本県知事 様

登録番号
熊本県知事 () 第 号

(郵便番号)

住 所

商 号
又は名称

氏 名 ⑩
(法人にあつては、代表者氏名)

{ 法定代理人 ⑩
氏 名 }

電話番号() -

作成者氏名

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの業務の状況を別紙のとおり報告します。

{ 貸付残高500億円超
貸付残高500億円以下 }
(該当する箇所を○で囲む)

{ 資本金1千万円以上
資本金1千万円未満 }
(該当する箇所を○で囲む)

※ 資本金1千万円以上の法人は、貸借対照表と損益計算書を添付してください。

第 期
{ 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで }

業 務 報 告 書

目 次

- 1 貸付金の種別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 貸付金の期間別内訳
- 5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 7 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等
- 8 無人契約機及び現金自動設備設置台数
- 9 自己検証の状況
- 10 貸金業協会等への加入状況等

(記載上の注意)

- 1 各表の金額単位未満の端数は、切り捨てて表示する。
- 2 各表中該当金額がない場合は「－」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 3 残高の記載は、「1 貸付金の種別残高」のみ千円単位とし、他の各表にあつては、百万円単位とする。
- 4 構成比等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位以下を切り捨てて表示する。
- 5 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者を記載する。

1 貸付金の種別残高

(日本工業規格A4)

登録番号 熊本県知事()第 号

貸付種別		件 数		残 高		平均約定金利 (%)
		(件)	構成割合(%)	(千円)	構成割合(%)	
消費者向	無 担 保 (住宅向を除く)					
	有 担 保 (住宅向を除く)					
	住 宅 向					
	計					
事業者向	貸 付					
	手 形 割 引					
	計					
合 計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

(記載上の注意)

- 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 「平均約定金利」は算出不能の場合、推定値を記載する。
- 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 担保には保証を含まない。
- 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。単位は、千円とする。

2 業種別貸付残高

(日本工業規格A4)

登録番号 熊本県知事()第 号

業 種 別	先 数		残 高	
	(件)	構成割合(%)	(百万円)	構成割合(%)
建 設 業				
製 造 業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情 報 通 信 業				
運 輸 業				
卸 売 ・ 小 売 業				
金 融 ・ 保 険 業				
不 動 産 業				
飲 食 店 、 宿 泊 業				
医 療 、 福 祉				
教 育 、 学 習 支 援 業				
複 合 サ ー ビ ス 事 業				
サービス業(他に分類されないもの)				
個 人				
そ の 他				
合 計		100		100

(記載上の注意)

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間ににおける総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 4 「個人」欄の残高は、表1の消費者向計の残高と一致する。

3 貸付金の金額別内訳

(日本工業規格A4)

登録番号 熊本県知事()第 号

金額別	件数・残高		残 高	
	件数 (件)	構成割合(%)	(百万円)	構成割合(%)
10万円以下				
10万円超 30万円以下				
30 " 50 "				
50 " 100 "				
100 " 500 "				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1億円以下				
1億円超 5 "				
5 " 10 "				
10 " 100 "				
100億円超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高				

(記載上の注意)

- 1 貸付残高が自己資金(法人の場合は自己資本)の額を超える貸付先すべて(ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先)について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した書類を併せて提出する。
- 2 「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
- 3 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。

4 貸付金の期間別内訳

期間別	件数・残高		残 高	
	件数 (件)	構成割合(%)	(百万円)	構成割合(%)
1年以下				
1年超 5年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25年超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 期 間				

(記載上の注意)

- 1 1件当たり平均期間は加重平均により算出する。
- 2 期間は約定期間による。

5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

(日本工業規格A4)

登録番号 熊本県知事()第 号

金額別	件数・残高		件 数		残 高	
			(件)	構成割合(%)	(百万円)	構成割合(%)
10万円以下						
10万円超 20万円以下						
20 " 30 "						
30 " 50 "						
50 " 70 "						
70 " 100 "						
100 " 150 "						
150 " 200 "						
200 " 300 "						
300万円超						
合 計				100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高					千円	

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表1の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		件 数		残 高	
			(件)	構成割合(%)	(百万円)	構成割合(%)
10.0%以下						
10.0%超 15.0%以下						
15.0 " 18.0 "						
18.0 " 20.0 "						
20.0 " 22.0 "						
22.0 " 24.0 "						
24.0 " 26.0 "						
26.0 " 28.0 "						
28.0 " 29.2 "						
29.2 "						
合 計				100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表1の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

7 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

(日本工業規格A4)

登録番号 熊本県知事()第 号

(1) 新規契約状況

	件 数 等		
		うち有人営業所等	うち自動契約機
新規申込件数	件	件	件
新規契約件数	件	件	件
新規契約率	%	%	%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件 数 等		
		うち有人営業所等	うち自動契約機
新規貸付総額	百万円	百万円	百万円
新規貸付件数	件	件	件
新規平均貸付額	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規契約件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件 数 等
当該年度貸付総額	百万円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。

8 無人契約機及び現金自動設備設置台数

(日本工業規格A4)

登録番号 熊本県知事()第 号

		設置台数
1 無人契約機		(台)
2 現金自動設備		(台)
	(1)自社設置分	(台)
		うち現金自動受払機 (台)
		うち現金自動支払機 (台)
	(2)提携分	(台)
		うち現金自動受払機 (台)
		うち現金自動支払機 (台)

9 自己検証の実施状況

	自己検証の実施
--	---------

(記載上の注意)

内部監査において、自己検証を行っている場合は○印をするとともに、自己検証の記録を添付すること。

10 貸金業協会等への加入状況等

(日本工業規格A4)

登録番号 熊本県知事()第 号

1	貸金業協会に加盟している
2	日本消費者金融協会に加盟している
3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している
4	日本事業者金融協会に加盟している
5	(社)全国信販協会に加盟している
6	(社)日本クレジット産業協会に加盟している
7	日本クレジットカード協会に加盟している
8	割賦購入あっせん業者として登録されている
9	電気機械器具関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
10	自動車関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
11	日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している (関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)
12	建設・不動産関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
13	質屋の許可を受けている
14	(社)リース事業協会に加盟している
15	日賦貸金業者として登録されている
16	上記のいずれにも該当しない
(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

- 1 1～16の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。

別記様式第 7 号 (第 34 条関係)

(日本工業規格 A 4)

(表)

91mm

第 号

身 分 証 明 書

所属

職名

氏名

生年月日 年 月 日

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

写 真

上記の者は、貸金業法第 24 条の 6 の 10 の規定により立入検査をする職員であることを証します。

年 月 日

熊本県知事 印

55 mm

(裏)

貸金業法 (抜粋)

第 24 条の 6 の 10 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度においてその登録を受けた貸金業者の貸付に係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付に係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

別記様式第 8 号 (第 35 条関係)

(日本工業規格 A 4)

年 月 日

熊本県知事 様

商号又は名称

従たる営業所等の名称

代表者又は責任者名

印

営業所等の所在報告書

貸金業者登録簿に登録された営業所等について、別紙のとおり報告します。

別紙

(日本工業規格A4)

登 録 番 号	熊本県知事 () 第 号		
貸金業協会会員番号			
商号又は名称			
営業所等の名称			
所在地	電話番号 () -		
営 業 所 等 の 概 要	(ふりがな) 代表者氏名	生年 月日	明 大 年 月 日 昭
	職名及び 職務内容		
	業務を遂行する 権限の基礎	1 代表権者がいる 3 委任契約による委任	2 社内規定等による委任 4 その他(具体的に)
	常時行っている 業務内容	1 金銭の貸付け 3 媒介	2 債権の回収 4 その他(具体的に)
	貸金業に従事 する使用人の数		
	事務所の占有	1 自己所有 2 賃貸 3 その他(具体的に)	
	事務所の 規模・設備	(規模) (設備)	平方メートル
(参考) 貸金業に従事する使用人の数が50人以上の場合は、代表者の権限を代行する地位にある者を記載する。			

(注) 代表者とは、当該営業所等の業務を統括する者(本店長、支店長、営業所長、事務所長等)をいう。

別記様式 9 号（第 37 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

残貸付債権の状況等の報告について

このことについて、貸金業法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定に基づき報告を求めますので、別紙の「残貸付債権の状況等に係る報告書」を作成のうえ、 年 月 日までに提出してください。

また、報告後において、連絡先又は氏名に変更があった場合は、すみやかに熊本県知事にその旨連絡願います。

なお、この報告を怠ったとき又は虚偽の報告をしたときは、同法第 24 条の 6 の 4 の規定に基づく行政処分及び同法第 4 8 条の規定に基づく刑事罰の対象となる場合がありますので、念のため申し添えます。

（教 示）

この報告の徴収（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙)

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所 (郵便番号 -)

電話番号 () -

商号又は名称

氏名 (法人は代表者名)

印

法定代理人
氏 名

印

残貸付債権の状況等に係る報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 登録番号
熊本県知事 () 第 号

- 2 残貸付債権の状況及び債権回収方針 (年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計		千円	人
(債権回収方針)	自主回収 (予定)	千円	人
	取立委託 (予定)	千円	人
	債権譲渡 (予定)	千円	人
	その他 ()	千円	人

(記載上の注意)

「その他 ()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

3 債権譲渡の状況（登録有効期間満了前3ヶ月間に債権譲渡を行つたものを含む。）

	譲 渡 先	譲渡年月日	譲渡債権金額
譲 渡 済			千円
			千円
譲 渡 予 定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先（住所及び電話番号）及び業種を記載すること。なお、貸付債権を譲り受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、() 内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 取立委託の状況

	委 託 先	委託年月日	委託債権金額
委 託 済			千円
			千円
委 託 予 定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先（住所及び電話番号）及び業種を記載すること。なお、貸付債権の取立委託を受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、() 内に取立委託予定金額を記入すること。
- 4 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

5 帳簿及び個人情報の取扱い

(1) 帳簿の取扱い

- 自社（清算人）保存 債権譲渡先に引継ぎ
 その他（ ）

(具体的な措置状況)

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□に✓を付けること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存場所や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

(2) 個人情報の取扱い

- 自社（清算人）保存 債権譲渡先に引継ぎ
 その他（ ）

(具体的な措置状況)

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□に✓を付けること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存場所や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

6 添付書類

- (1) 債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2) 取立委託契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3) 法第24条第1項の規定による通知の写し

別記様式10号（第37条関係）

（日本工業規格A4）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

廃業等後における貸付けの契約に基づく取引の結了及び住所又は商号・氏名等
の変更に関する報告について

このことについて、貸金業法第24条の6の10第1項の規定に基づき、下記の事由に該当
する場合においては、その事由が生じた日から2週間以内に別紙1又は別紙2による報告
を求めます。

なお、この報告を怠ったとき又は虚偽の報告をしたときは、同法第48条の規定に基づき
刑事罰の対象となる場合がありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 貴社が締結した貸付けの契約に基づく取引のすべてが結了した場合
別紙1
- 2 貴社が締結した貸付けの契約に基づく取引のすべてが結了するまでの間において、商
号、名称、氏名、連絡先、住所、取立委託先等の変更及び債権譲渡先の追加等、既に提
出された廃業等届出書（又は残貸付債権の状況等に係る報告書）の記載内容に変更があ
った場合
別紙2

（教 示）

この報告の徴収（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったこ
とを知った日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすること
ができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇
月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事とな
る。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを
知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1
年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、異議申立
てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算
して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙1)

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住 所 (郵便番号 -)

電話番号 () -

商号又は名称

氏名(法人は代表者名) ㊟

{ 法定代理人 } ㊟

氏 名

取引の終了に関する報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 旧登録番号
熊本県知事 () 第 号
- 2 当社が締結した貸付けの契約に基づく取引がすべて終了した日
年 月 日

(別紙2)

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住 所 (郵便番号 -)

電話番号 () -

商号又は名称

氏名 (法人は代表者名)

㊞

法定代理人

氏 名

㊞

届出 (又は報告) 済事項の変更等に関する報告書

届出 (又は報告) 済の下記事項について変更しましたので、報告します。

記

1 旧登録番号
熊本県知事 () 第 号

2 変更事項

変更年月日	変更に係る事項	
	変更前	変更後

(注1) 商号又は名称、氏名、連絡先、住所、取立委託先等を変更した場合及び債権譲渡先を追加した場合等、提出済みの廃業等届出書又は残貸付債権の状況等に関する報告書の記載内容に変更があるときに報告すること。

(注2) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別記様式第11号（第39条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業法による意見聴取について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の3第1項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあっては、同項第6号に係るものに限る。）の有無について、下記のとおり、意見を聴取します。

なお、御多忙のところ恐れ入りますが、 年 月 日までに御回答いただきますようお願いいたします。

記

法第4条第1項第1号に掲げる登録申請者の商号、名称又は氏名	当該登録申請者が法第5条第1項の登録を受けている場合には、その登録番号
	熊本県知事（ ）第 号

(注)当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別添のとおり。

別記様式第 12 号（第 39 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づき、別紙「 年 月 日付け 第 号の書面」により意見を求められた件については、法第 6 条第 1 項第 6 号又は第 8 号から第 13 号までに該当する事由（同項第 8 号から第 10 号まで又は第 13 号に該当する事由にあっては、同項第 6 号に係るものに限る。）があるとは認められない。

別記様式第13号（第39条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の3第1項の規定に基づき、年 月 日付け
第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第6条第1項第 号に該当する事由があると認められる。

別記様式第 14 号（第 39 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業法による登録拒否について

貸金業法（以下「法」という。）第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づき意見を聴取した結果、法第 6 条の規定により、その登録を拒否をした者について、下記のとおり通知します。

記

- 1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取）
- 2 拒否年月日

別記様式第15号（第41条関係）

（日本工業規格A4）

第 号
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業法による意見聴取について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の3第3項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。）又は法第12条の5、第21条第1項（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実の有無について、下記のとおり、意見を聴取します。

記

意見聴取の対象となる貸金業者の商号、 名称又は氏名	当該貸金業者の登録番号
	熊本県知事（ ）第 号

（注）当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別添のとおり。

別記様式第 16 号（第 41 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第 44 条の 3 第 3 項の規定に基づき、別紙「年 月 日付け第 号の書面」により意見を求められた件については、法第 6 条第 1 項第 6 号又は第 8 号から第 13 号までに該当する事由（同項第 8 号から第 10 号まで又は第 13 号に該当する事由にあっては、同項第 6 号に係るものに限る。）又は法第 12 条の 5、第 21 条第 1 項（第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 条の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）第 24 条第 3 項、第 24 条の 2 第 3 項若しくは第 24 条の 3 第 3 項の規定に違反する事実があるとは認められない。

別記様式第17号（第41条関係）

（日本工業規格A4）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の3第3項の規定に基づき、年 月 日付け
第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 条第 項第 号に該当する事由があると認められる。

別記様式第18号（第41条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業法による命令又は登録取消しについて

貸金業法（以下「法」という。）第44条の3第3項の規定に基づき意見を聴取し、又は第44条の4の規定に基づき意見陳述を受けた結果、法第24条の6の4第1項又は第24条の6の5第1項の規定等により、命令又は登録の取消しをした者等について、下記のとおり通知します。

記

法第24条の6の4第1項の規定により、命令をした者
1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取） 2 処分年月日

法第24条の6の4第1項又は第24条の6の5第1項の規定により、登録の取消しをした者
1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取） 2 処分年月日

法施行規則第5条の2第1号に規定する廃業等の届出があった者
1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取） 2 廃業年月日

別記様式第19号（第41条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の4の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象となる貸金業者

※個人の場合
氏 名
生年月日
住 所

※法人の場合
商 号
所 在 地
代表者名

2 法第6条第1項第 号に該当する事由の有無に係る意見

法第6条第1項第 号に該当する事由があると疑うに足る相当な理由があるため、当該貸金業者に対して適当な措置をとることが必要であると認められる。

別記様式第20号（第43条関係）

貸金業関係苦情受付対応状況票

取扱者：

受付	年 月 日 時		来庁・電話・文書・メール	完 結	年 月 日	
届出人	氏名		債務者	氏名		年齢 才
	住所 TEL			住所		TEL
同行者	氏名	債務者との関係	同行者	氏名	債務者との関係	
債務状況	債務額	社(者)	万円	職業	勤務先	
明細別紙	貸金業者	社(者)	万円	収入	月額	万円 返済可能額
苦情の相手方	業者名			債務者の状況	利用のきっかけ	
	住所	TEL			返済状況	
	登録番号	1 財務(支)局長 熊本県知事 () 第 号			その他	
	業態	消費者向	事業者向	日賦	電話担保	申出人への確認
	担当者		債務額	万円	業者への氏名・内容等の開示	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
					警察・都道府県等への情報提供	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
				警察・都道府県等への氏名・内容等の開示	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	
				警察・都道府県等から申出人への接触	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
苦情の内容	1 取立て行為 2 契約内容 3 金利 4 年金担保 5 帳簿の開示 6 過剰貸付け 7 行政当局詐称 登録業者詐称 8 保証契約 9 広告・勧誘（詐称以外） 10 その他		(具体的内容)			
対応結果	1 内容特定困難により確認不可能 2 事実関係の確認 3 行政指導等 4 法に基づき報告徴収命令 5 警察への情報提供 6 照会先の案内 7 その他		(具体的内容)			
案内した照会先	1 貸金業協会 2 弁護士会、司法書士会等 3 裁判所 4 警察 5 財務局 6 他都道府県等 7 その他		(処理経過)			

※ 該当項目には○印を付す。

別記様式第21号（第43条関係）

（日本工業規格A4）

貸金業相談記録簿

受付	相談者及び業者名	相 談 対 応 状 況			
月 日	住所	相談内容			
	氏名 匿名				
担 当	男・女 歳	分類	苦情・相談	該当番号	
	TEL 債務者・保証人	対応結果			
業者名					
所 管	県・財務・無登録	該当番号		照会先	
月 日	住所	相談内容			
	氏名 匿名				
担 当	男・女 歳	分類	苦情・相談	該当番号	
	TEL 債務者・保証人	対応結果			
業者名					
所 管	県・財務・無登録	該当番号		照会先	
月 日	住所	相談内容			
	氏名 匿名				
担 当	男・女 歳	分類	苦情・相談	該当番号	
	TEL 債務者・保証人	対応結果			
業者名					
所 管	県・財務・無登録	該当番号		照会先	

（相談内容） 1-1 取立行為 1-2 契約内容 1-3 金利 1-4 年金担保 1-5 帳簿開示 1-6 過剰貸付 1-7 詐称 1-8 保証契約 1-9 広告等 1-10 その他 2-1 債務整理 2-2 金利 2-3 相談先 2-4 登録確認 2-5 制度改正 2-6 法解釈 2-7 その他
 （対応結果） 1-1 内容不明 1-2 事実確認 1-3 行政指導 1-4 報告徴収 1-5 警察通報 1-6 照会先案内 1-7 その他 2-1 回答 2-2 N・A・L 2-3 照会先案内 2-4 その他

別記様式第22号（第43条関係）

（日本工業規格A4）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

業務の状況について（照会）

貸金業を営もうとする者は、貸金業法に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。

今般、本県に貴社から金銭の貸付けを受け、返済を求められている等貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。（注）

つきましては、貴社の具体的な業務内容等を 年 月 日までに書面により御回答願います。

なお、期限までに回答がない場合など貴社の行為が同法に違反している疑いがあると認められる場合には、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

（注）把握している情報等の実態に応じて、文言の加除を行う。

別記様式第23号（第41条関係）

（日本工業規格A4）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

業務の状況について（照会）

貸金業を営もうとする者は、貸金業法に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。

今般、本県が調査しましたところ、貴社の行為は貸金業に該当する疑いがあると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。（注）

なお、この警告に応じない場合は、捜査当局への告発を検討するなど、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

（注）把握している情報等の実態に応じて、文言の加除を行う。

別記様式第24号(第43条関係)

貸金業関係苦情等対応総括表(年 月分)

苦情対応等関係

(単位:件)

		財務(支)局長登録に係るもの		都道府県知事登録業者に係るもの		無登録の疑いのある者に係るもの	不明その他	計	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者
		うち日賦貸金業者	うち事業者向業者	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者					
苦情の内容	1 取立て行為									
	2 契約内容									
	3 金利									
	4 年金担保									
	5 帳簿の開示									
	6 過剰貸付け									
	7 行政当局詐称、登録業者詐称									
	8 保証契約									
	9 広告・勧誘(詐称以外)									
	10 その他									
	計									
対応結果	1 内容特定困難等により確認不可能									
	2 事実関係の確認(任意報告徴収含む)									
	3 行政指導等									
	4 法に基づき報告徴収命令を发出等									
	5 警察への情報提供									
	6 照会先の案内									
	7 その他									
	計									
案内した照会先	1 貸金業協会									
	2 弁護士会、司法書士会等									
	3 裁判所									
	4 警察									
	5 財務局等									
	6 その他									
	計									
相談・照会の内容	1 債務整理									
	2 金利									
	3 相談先									
	4 登録確認(無登録の疑いあり)									
	5 制度改正要望									
	6 法令等解釈									
	7 その他									
	計									
対応結果	1 相談先・照会内容への回答									
	2 ノーアクションレター制度等を案内									
	3 照会先の案内									
	4 その他									
	計									
案内した照会先	1 貸金業協会									
	2 カウンセリング機関等									
	3 裁判所									
	4 警察									
	5 財務局等									
	6 その他									
	計									

処分等関係

(単位:件)

の苦情発端		都道府県知事登録業者に係るもの	
		うち日賦貸金業者	うち事業者向業者
の苦情発端	1 法に基づき文書による報告を命令		
	2 立入検査の実施		
	3 行政処分の実施		

熊本県告示第 1066 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 12 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	445 号	球磨郡五木村横手	前	9.8	34.0	地域連携 国道
		4964 番 1 地先から	後	12.0		
		同所	前	9.8	34.0	
		4951 番地先まで	後	16.2		
一般 県道	稲生野甲 佐線	上益城郡山都町大字島木字下日栗	前	11.8	107.0	災害防除 工事
		5444 番 1 地先から	後	16.4		
		同所	前	22.2	107.0	
		5451 番 1 地先まで	後	46.0		
一般 県道	原植木線	菊池市泗水町住吉字新屋敷	前	4.8	668.0	交通安全 施設等整 備
		2761 番 1 地先から	後	11.2		
		同町永字前畑	前	8.0	668.0	
		969 番地先まで	後	13.6		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 12 月 26 日

熊本県告示第 1067 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 12 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字木倉字平	240.0	単道改
		4211 番 1 地先から		
		同所 4230 番地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 12 月 26 日

熊本県告示第 1068 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 12 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	山鹿市菊鹿町木野字山下 17 番 5 地先から 同所 20 番 2 地先まで	115.0	24 条工 事
一般県道	畑中山鹿線	山鹿市中字伏鍋 1036 番地先から 同市山鹿字論出 656 番 1 地先まで	202.0	交安 1 種

2 供用を開始する期日 平成 19 年 12 月 27 日

熊本県告示第 1069 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 19 年 12 月 18 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指定理由
有害指定 映画	鬼の花宴（新東宝） 社長秘書 巨乳セクハラ狩り（オーピー） 痴女・高校教師 一童貞責め（新日本） いくつになっても やりたい男と女（新東宝） いたずら家政婦 いじめて縛って（オーピー） 今夜妻が浮気します（新東宝） 老人と美人ヘルパー 助平な介護（新日本） 理容店の女房 夜這い寝間（新日本） 不倫旅行 一晩に三人と（新東宝） ワクワク温泉 極楽へ連れてって（オーピー） 四十路寮母 亀あさり！（新日本） 女同士の痴戯 むせび泣き（新東宝） 連れ込み兄嫁 薬指の技（新日本） セックスファミリー いやらしい義母と若妻（新東宝） 濡れやすい人妻 ド突かれ下半身（新日本） 縄と乳房（日活） 淫情 義母と三兄妹（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 1070 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 19 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字西大川内 182 の 23、182 の 26、182 の 29、182 の 69、214 の 8
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1071 号

各種学校規程施行内規の一部を改正する内規を次のように定める。

平成 19 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

各種学校規程施行内規の一部を改正する内規
各種学校規程施行内規（昭和 32 年熊本県告示第 388 号）の一部を次のように改正する。
第 7 及び第 8 中「第 83 条第 1 項」を「第 134 条第 1 項」に改める。

公 告**熊本県公告第 1023 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市水野字上橋口 131 番 1
1,158.18 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
荒尾市宮内 844 番地 11
有限会社シルバーケア有明

熊本県公告第 1024 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市中片町字筧渡 519 番 1、同 520 番 1、同 521 番 1、同 522 番 1、同 523 番 1、同 524 番 1、同 524 番 2、同 525 番 1、同 526 番、同 527 番 1、同 528 番 1、同 529 番、同 530 番、同 531 番 1、同 532 番 1、同 533 番、同 534 番、同 535 番 1、同 536 番 1、同 537 番及び里道の一部
8,757.31 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市徳王町 440
株式会社テレビ熊本

熊本県公告第 1025 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
葦北郡芦北町大字田浦町字小島 1044 番 2
(1) 土地 宅地 247.54 平方メートル（実測）
(2) 建物 事務所・居宅 木造セメント瓦葺平家建 60.06 平方メートル
物置 コンクリートブロック造スレート葺平家建
5.34 平方メートル
最低売却価格 3,010,000 円
- 2 入札期日 平成 20 年 2 月 7 日（木）午前 10 時 30 分
- 3 入札場所
葦北郡芦北町芦北 2670 熊本県芦北総合庁舎 3 階 大会議室（東側）
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放日
平成 20 年 1 月 18 日（金）午前 11 時から午後 2 時まで

- 7 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成20年2月5日（火）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 10 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 11 その他
(1) 契約締結期限 平成20年2月21日（木）午後5時
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 別途指定する。
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

熊本県公告第1026号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成19年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市田迎五丁目4番6号
- 2 築造者の氏名 熊本タカスギ株式会社
- 3 道路の位置 宇土市新小路町字門内75番2、同76番4、市道の一部及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 68.75メートル
- 6 指定年月日 平成19年12月10日
- 7 指定番号 宇城景建第48号